

14 届出等が必要な場合は？

この章では、消費税の主な「届出」、「承認」及び「許可」関係について説明します。

事業者は、消費税法に規定されている各種の届出等の要件に該当する事実が発生した場合及び承認又は許可を受ける必要が生じた場合には、納税地の所轄税務署長に対し、その旨を記載した届出書、申請書等を提出しなければなりません。

詳しくは、国税庁ホームページの税務手続の案内（税目別一覧）の消費税をご参照ください。

なお、各様式は国税庁ホームページからダウンロードできます。

1. 届出関係

届出が必要な場合	届出書名	提出時期
基準期間における課税売上高が1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書 (基準期間用) 	事由が生じた場合、速やかに提出 (注1)
特定期間における課税売上高が1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書 (特定期間用) 	事由が生じた場合、速やかに提出
基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったとき	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出 (注2)
高額特定資産の仕入れ等を行ったことにより消費税法第12条の4第1項又は第2項の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったとき	高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき	消費税課税事業者選択届出書 	選択しようとする課税期間の初日の前日まで (注3)
課税事業者を選択していた事業者が免税事業者に戻ろうとするとき	消費税課税事業者選択不適用届出書 	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで (注4)
新設法人に該当することとなったとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出 (注5)
特定新規設立法人に該当することとなったとき	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出








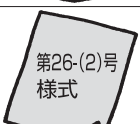
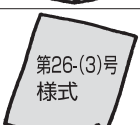
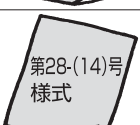
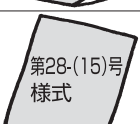
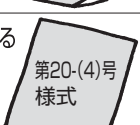
注1
既にこの届出書を提出している事業者は、提出後引き続いて課税事業者である限り、再度提出する必要はありません。

注2
消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）を提出した事業者や、適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者は届出は必要ありません。
なお、課税事業者の選択をやめようとする場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書（第2号様式）の提出が必要です。

注3
届出後2年間は、事業を廃止した場合を除き、継続適用しなければなりません。また、消費税課税事業者選択不適用届出書（第2号様式）が提出されない限り、その効力は継続します。

注4
事業を廃止した場合を除き、課税事業者となった日から2年間は、この届出による課税事業者のとりやめはできません。
なお、調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合で、一定の要件に該当する場合は、一定期間提出できません。（参照→P21）

注5
法人税法第148条に規定する法人設立届出書において、新設法人に該当する旨を記載して提出している場合は提出する必要はありません。

届出が必要な場合	届出書名	提出時期
簡易課税制度を選択しようとするとき	消費税簡易課税制度選択届出書 	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで (注6)
簡易課税制度の選択をやめようとするとき	消費税簡易課税制度選択不適用届出書 	適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで (注7)
課税期間の特例を選択又は変更しようとするとき	消費税課税期間特例選択・変更届出書 	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで (注8)
課税期間の特例の適用をやめようとするとき	消費税課税期間特例選択不適用届出書 	適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで
課税事業者が事業を廃止したとき	事業廃止届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出
個人の課税事業者が死亡したとき	個人事業者の死亡届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出 (注9)
法人の課税事業者が合併により消滅したとき	合併による法人の消滅届出書 ※合併法人が提出 	事由が生じた場合、速やかに提出
法人の納税地等に異動があったとき	法人の消費税異動届出書 	異動事項が発生した後、遅滞なく提出 (注10)
承認を受けた課税売上割合に準ずる割合の適用をやめようとするとき	消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書 	適用をやめようとする課税期間の末日まで
任意の中間申告制度を適用しようとするとき	任意の中間申告書を提出する旨の届出書 	適用を受けようとする6月中間申告対象期間の末日まで
任意の中間申告制度の適用をやめようとするとき	任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書 	適用をやめようとする6月中間申告対象期間の末日まで
消費税の確定申告書を提出すべき法人(法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人)が、消費税の確定申告の期限を1月延長しようとするとき	消費税申告期限延長届出書 	特例の適用を受けようとする事業年度終了の日の属する課税期間の末日まで(参照→P53注3)
消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けている法人が、その適用をやめようとするとき	消費税申告期限延長不適用届出書 	消費税の確定申告の期限の延長特例の適用をやめようとする事業年度終了の日の属する課税期間の末日まで
輸出物品販売場を営業者が、その免税販売に係る購入記録情報の提供を開始するとき	輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書 	購入記録情報の提供を開始する前に

注6

届出後2年間は、事業を廃止した場合を除き、継続適用しなければなりません。また、消費税簡易課税制度選択不適用届出書(第25号様式)が提出されない限り、その効力は存続します。(参照→P43)

調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合で、一定の要件に該当する場合や、高額特定資産を取得した場合等の事業者免税点制度の特例の適用を受ける場合にも、一定期間提出できません。(参照→P43)

注7

事業を廃止した場合を除き、簡易課税制度を適用した日から2年間は、この届出によるその適用のとりやめはできません。

注8

届出後2年間は、事業を廃止した場合を除き、継続適用しなければなりません。また、消費税課税期間特例選択不適用届出書(第14号様式)が提出されない限り、その効力は存続します。

注9

個人事業者が死亡したことにより、相続人が消費税及び地方消費税の確定申告書の提出をした場合において、「死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書」を提出している場合には、提出する必要はありません。

注10

納税地に異動があった場合は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出します。



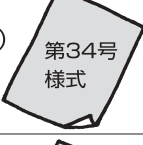



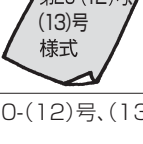
なお、法人税法第15条、第20条に規定する異動届出書において「消費税」の□にレ印を付して提出している場合は、提出する必要はありません。

なお、個人事業者は、消費税異動届出書の提出は不要です。

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特例
- 17 会計処理
- 18 適格請求書等保存方式
- 19 総額表示

2. 承認関係

[1] 国内取引について

承認が必要な場合	承認申請書名	提出時期等 (注11)
課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合を用いて、控除する課税仕入れ等の税額を計算しようとする場合	消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書 	承認を受けた日の属する課税期間から適用 (注12)
課税事業者選択届出書又は選択不適用届出書を災害等により、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合	消費税課税事業者選択 (不適用) 届出に係る特例承認申請書 	災害等がやんだ日から2月以内 (注13)
簡易課税制度選択届出書又は選択不適用届出書を災害等により、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合	消費税簡易課税制度選択 (不適用) 届出に係る特例承認申請書 	災害等がやんだ日から2月以内 (注14)
災害等が生じたことにより被害を受け、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合又は必要なくなった場合	災害等による消費税簡易課税制度選択 (不適用) 届出に係る特例承認申請書 	災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内 (注14) (注15)
承認免税手続事業者の承認を受けようとするとき	承認免税手続事業者承認申請書 	承認を受けようとするとき
承認送信事業者の承認を受けようとするとき	承認送信事業者承認申請書 	承認を受けようとするとき
臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を受けようとするとき	臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書 (一般型・手続委託型用)、(自動販売機型用) 	承認を受けようとするとき (注16)

※各承認申請書(第20-(7)号様式、第20-(10)号様式、第20-(12)号、(13)号様式を除く)は、2通提出してください。

[2] 輸入取引について

外国貨物に係る消費税額の納期限を延長しようとするときは、「納期限延長承認申請書」により保税地域の所轄税関長の承認を受けることが必要です。

注11

審査には一定の期間を要しますので、時間的余裕を持って申請書を提出してください。

注12

承認申請書を、適用を受けようとする課税期間の末日までに提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に承認を受けた場合は、当該課税期間の末日においてその承認があったものとみなされます。なお、課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書(第23号様式)が提出されない限り、その効力は存続します。

注13

課税事業者選択 (不適用) 届出書 (第1号様式(第2号様式)) と併せて提出してください。

注14

簡易課税制度選択 (不適用) 届出書(インボイス第9号様式(第25号様式)) と併せて提出してください。

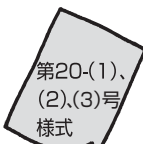
注15

災害等のやんだ日とその申請に係る課税期間等の末日の翌日(個人事業者の場合は、当該末日の翌日から1月を経過した日) 以後に到来する場合には、その課税期間等に係る申告書の提出期限までとなります。

注16

承認を受けた事業者が臨時販売場を設置しようとするときは、設置する日の前日までに、臨時販売場設置届出書(第20-(14)号、(15)号様式)の提出が必要です。(参照→P17)

3. 許可関係

許可が必要な場合	許可申請書名	提出時期 (注11)
輸出物品販売場を開設しようとするとき(注17)	輸出物品販売場許可申請書 (一般型用)、(手続委託型用)、(自動販売機型用) (注18) 	許可を受けようとするとき

注17

輸出物品販売場を廃止しようとするときは、輸出物品販売場廃止届出書(第21-(1)号様式)の提出が必要です。

注18

許可申請に当たっては、輸出物品販売場の区分に応じた許可申請書の提出が必要です。

災害等により届出書の提出ができなかった場合

災害等のやむを得ない事情(注19)により、その課税期間開始前に消費税課税事業者選択(不適用)届出書又は消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書の提出ができなかった場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、その課税期間の初日の前日に届出書を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から課税事業者の選択(簡易課税制度の選択)をし、又は選択をやめることができることとなります。

(注20)

当該特例を受けるためには、「消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」又は「消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」と併せて、当該特例を受けようとする届出書を提出してください。

例 この特例は、例えば次のような場合に適用されます。

- 1 当課税期間に災害が発生したことにより、翌課税期間から課税事業者を選択しようとする事業者が、選択しようとするその課税期間開始前までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出することができなかった場合
- 2 当課税期間に災害が発生したことにより、簡易課税制度を選択している事業者が、翌課税期間から簡易課税制度の適用を受けることをやめようとする場合において、そのやめようとする課税期間開始前までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することができなかった場合

災害等が生じたことにより簡易課税制度の適用(不適用)を変更する必要が生じた場合

災害その他やむを得ない理由(注21)が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、申請書を災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間等の初日の前日に消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。

当該特例を受けるためには、「災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」と併せて、「消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書」を提出してください。

例 この特例は、例えば次のような場合に適用されます。

- 1 災害等により、事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要となった場合
- 2 災害等により、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合

(注19)

「やむを得ない事情」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、げけ崩れ、地滑りなどに起因する災害や、これらの災害に準ずるような状況又は事業者の責めに帰ることができない状態が生じたことなどにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合をいいます。

(注20)

課税事業者を選択し、又は簡易課税制度を選択した事業者は、選択後2年間は課税事業者又は簡易課税制度の選択を取りやめることはできません。

(注21)

「災害その他やむを得ない理由」とは、次のものをいいます。

- 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、その他の人為による異常な災害
- 上記に掲げる災害に準ずる自己の責めに帰さないやむを得ない事実

災害等の有無や状況等は、個々の事業者の方によって区々です。
災害等による届出の特例が適用できるかどうかや必要となる手続等については、所轄の税務署にご相談ください。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

4. 特定非常災害の被災事業者に係る特例

特定非常災害(注22)の被災者である事業者に対する消費税の税制上の措置として、次の災害特例が設けられました。この災害特例は、原則として今後特定非常災害が発生した場合に、その特定非常災害の被災事業者について適用されます。

[1] 「消費税課税事業者選択届出書」等を提出する場合の特例

被災日の属する課税期間以後の課税期間について、課税事業者を選択する(やめる)場合や簡易課税制度を選択する(やめる)場合には、指定日(注23)までに「消費税課税事業者選択届出書」等の各届出書を所轄税務署長へ提出することにより、選択等をしようとする課税期間の初日以後であっても、課税事業者の選択等を行うことができます。

[2] 課税事業者を選択した場合等の継続適用要件の不適用等

「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者が被災事業者となった場合や、被災事業者が指定日までにこれらの届出書を提出した場合には、課税事業者の選択又は簡易課税制度の選択に係る継続適用要件が適用されません。

[3] 新設法人等が被災事業者となった場合の納税義務の免除の特例等

新設法人又は特定新規設立法人が被災事業者となった場合(注24)には、被災日の属する課税期間以後の課税期間については、納税義務の免除の特例及び簡易課税制度の適用に係る制限規定が適用されません。

[4] 被災事業者が高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例等

被災事業者が、被災日前に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当していた場合又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった場合(注24)には、被災日の属する課税期間以後の課税期間については、納税義務の免除の特例及び簡易課税制度の適用に係る制限規定が適用されません。

[5] 被災事業者が高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合の納税義務の免除の特例等

被災事業者が、被災日前に高額特定資産である棚卸資産等について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定(免税事業者が課税事業者となった場合の調整等)の適用を受けた場合又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に当該資産等についてこれらの規定の適用を受けた場合(注24)には、被災日の属する課税期間以後の課税期間については、納税義務の免除の特例及び簡易課税制度の適用に係る制限規定が適用されません。

注22

「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。近年では、「令和元年台風第19号」(令和元年東日本台風)や、「令和2年7月豪雨」が指定されています。

注23

「指定日」とは、国税庁長官が特定非常災害の状況及び特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日をいいます。

参照→継続適用要件はP21、P43

参照→新設法人等及びその制限規定はP22、P43

参照→高額特定資産及び高額特定資産を取得した場合等の制限規定はP23、P43

注24

国税通則法第11条の規定の適用を受けた者でない場合には、所定の届出書の提出が必要です。

参照→免税事業者が課税事業者となった場合の調整はP38

